

最高裁決定に基づく謝罪文手交 全く謝罪する気が無い会社

6月12日最高裁判所で会社の不当労働行為が確定した関西L行政訴訟（大阪台車検査車両所分会における掲示物撤去、職場内組合活動等の事件）の謝罪文手交をめぐり、本日、本部本社間で申し入れ（申第30号）に関する窓口説明が行われました。

申し入れ5項目のうち、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言の撤回・謝罪、社長が手交すること、組合事務所を謝罪文の手交場所にする、謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関に掲示すること、の4項目については、対立に終わりました。申し入れた5項目は、社会通念上極めて常識的な事柄です。これらを受け入れない会社は、非常識極まりない上、最高裁判所・中央労働委員会をないがしろにする行為と言わざるを得ません。

会社は窓口説明において、「不当労働行為は無く、裁判所の判断が間違いだ」「裁判所がきちんと会社の主張をくみ取らなかったから」と裁判所を断罪し、一切非を認めようとしません。

会社はこの間、玄関の見やすい場所に謝罪文を掲出しなければならないところ、第三者が見えない場所に掲出したり、謝罪文を確認に来た組合員をシャットアウトしたり、写真は手以外を写してはいけないなどと、内容的な謝罪は全くしていません。しかも謝罪文には、全く反省の色は見当たりません。会社の態度は「最高裁の決定に従ってやる」です。特に、手交場所について、会社は「組合事務所に行くとなれば日程調整など時間がかかる」と、屁理屈をこねています。謝罪する側（加害者）が謝罪される側（被害者）を呼びつけるという形です。通常こんなことが許されるはずはありません。

最高裁判所で不当労働行為が確定した事件は、これで8件にも及びます。世界中どこを探しても、これほどデタラメな会社はありません。本社本部間での謝罪文手交は、明日19日11時に行います。